

平成29年7月16日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。

エバーニュース

EVER NEWS

連載

- ネット被害対策
その1 開示請求について
- 著作権について
その1 概要

■ 無料相談会のご案内

- 料金のご案内 / 事務所のご案内



vol.40



エバー総合法律事務所

ネット被害対策

その1 開示請求について

ツイッター、FacebookなどのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など、インターネットでの人や情報のつながりが容易になりました。意見や情報が自由にやり取りできるようになったのは良いのですが、一方では名誉を侵害されたり、営業妨害となるような情報を流されたり、マイナスの側面もあります。特に、ネット社会では、情報が匿名であることが多く、瞬時に拡散するなどの特性があります。ですから、被害対策を速やかに進める必要があります。

今回は、名誉を侵害する匿名の情報がネット上に流された場合の対処方法を考えてみます。

たとえば、ネット上の掲示板で、あなたの住所や氏名が記載され、やってもいない犯罪で逮捕されたと、虚偽の情報を流されたとします。

この場合、まず、掲示板管理会社に対し、運営会社のルールにのっとって削除を求める方法があります。それぞれのルールによることになるので、あくまでも任意の削除を要請するということになります。削除がされない場合の法的措置は、別の回に譲るとして、今回は、投稿者自身に対する法的措置を講じる前提として、相手を突き止める方法をまず考えてみましょう。

皆さんが、コンピューターでネットに接続する場合には（スマホでも仕組みは同じですがコンピューターの場合で説明します）、通常、ニフティなどのプロバイダを通じて接続します。投稿者もプロバイダを通じてネットに接続し、ネット上の掲示板に書き込みをしています。そこで、まず掲示板管理会社に対して発信者情報を開示するよう求めます。発信者情報といっても、直ちに投稿者の住所氏名が分かるわけではなく、投稿されたアクセス情報に対するIPアドレス、情報発信された日付と時間（タイムスタンプ）を求めることになります。IPアドレスとは、ネットに接続さ

れた個々の電気通信設備を識別するために割り当てられる番号で、コンピューターの住所というべき情報になります（スマホにもネット接続利用者識別番号やSIMカード識別番号があります）。このIPアドレスから、WHOIS検索（IPアドレスやドメイン名の登録者等に関する情報を誰でも参照できるネット上のサービス）で、IPアドレスを保有する経由プロバイダを明らかにすることができます。経由しているプロバイダは一つのみとは限りませんので、経由しているプロバイダを一つ一つたどる必要があります。投稿者が直に接続している業者にたどりつきましたら、そのプロバイダに対して発信者情報（投稿者の住所・氏名・メールアドレス）を求めることとなります。

以上が開示を求める流れです。掲示板管理会社やプロバイダは、こちらからの要求に対して直ちに発信者情報を開示してくれるとは限りません。発信者情報の保存期間は、2週間から3カ月程度といわれており、保存の期間が短い場合、掲示板管理会社やプロバイダとやり取りをしているうちに発信者情報が失われるという事態にも至ります。そこで、それを防止するために①まず内容証明郵便によって発信者情報の保存を求めたり、②裁判所への仮処分の申立によって保存しておく必要があります。そのうえで、裁判等によって発信者情報の開示を求めます。開示が認められる要件については通称プロバイダ責任制限法（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律）に定められており、権利侵害されたことが明らかなこと、開示を受けるべき正当な理由があることなどの要件を充たす必要があります。開示が可能となったあとの法的な請求内容、掲示板管理会社やプロバイダへの法的請求などについては、改めて別の号でお伝えすることとします。お悩みの方はご相談ください。

無料相談会のご案内

平成29年7月21日(金)、7月26日(水)、8月3日(木)、8月8日(火)のいずれも午後3時から午後6時の間にて、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/> 「エバー総合法律事務所」で検索を

著作権について

その1 概要

皆様ご存知のように、例えば小説家やプログラムソフトの製作者は、自分の著作物や製作物について、著作権法により「著作権」として権利が保護されています。この法律により保護の対象となる「著作物」は、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」とされており、文字だけではなく、日本舞踊などの振り付け、絵画、建築、映画、ゲームソフト、プログラムなど広く含まれます。また著作物だけでなく、実演、CDやDVDへの記録（レコード）、放送なども保護されています。

「著作権」は、登録というような手続は不要で、著作した時点で自動的に権利が発生することになります。

「著作権」と総称して進めてまいりましたが、細かくいうと、人格的な利益の側面である著作者人格権と、財産的利益の側面である著作権に分かれます。著作者人格権は譲渡や相続はできず、一身専属的です。著作者のみが有し、亡くなれば消滅しますが、死後も著作者人格権を侵害する行為は禁止され、差止めや罰則もあります。この権利に該当するのは、①公表権（公表するか否か、公表する場合に時期や方法などを決定する権利）、②氏名表示権（氏名を表示するか否か、表示名義を決定する権利）、③同一性保持権（著作者の意思に反した改変を受けない権利）です。

これに対して後者の著作権は、譲渡や相続が可能とされ、具体的な内容は、①複製権（コピー）、②上演権・演奏権、③上映権、④公衆送信権・公の伝達権（無線又は有線通信）、⑤口述権（公に朗読など口頭で伝達）、⑥展示権（現作品を公に展示）、⑦頒布権（映画の著作物の複製物を販売、貸与）、⑧譲渡権（映画以外の著作物の現作品又は複製物の譲渡）、⑨貸与権（映画以外の著作物の複製物の貸与）、⑩翻訳権、⑪二次的著作物の利用権などの権利に分かれます。

保護期間については、著作者が著作物を創作した時点から著作者の死後50年、団体名義の著作物については公表後50年（創作後50年以内に公表されなければ創作後50年）、映画の著作物は公表後70年です。

著作隣接権という権利もあります。これは著作物の創作者ではないのですが、実演者や、レコード製作者、放送事業、有線放送事業者に認められた権利です。

以上の権利について、著作物を利用するためには権利者の許諾を取る必要があります、それが実演されたり、記録されたりしている場合には著作隣接権を有する権利者の許諾も必要になります。

ただ、例外として許諾が必要ないとされる場合もあります。私的使用のための複製の場合（ただし、デジタル方式の録音等による複製の場合は補償金を支払う必要があったり、違法著作物であることを知ってダウンロードする場合などは除外されます）、引用の場合、インターネット情報検索サービスの場合（ただし、著作権者が拒否している場合は除外）など、例外とされる場合が詳細に著作権法に規定されています。

2009年、2012年にインターネットに関連して著作権法の改正が行われました。具体的には、インターネット情報の検索サービス実施のための複製、インターネット販売等での美術品等の画像の掲載、送信効率化等のための複製、情報解析や利用のための複製等が認められました（それぞれごとに前提条件や、権利者が禁止の意思表示を行っていないことなどの条件を充たすことは必要です。詳しくは公益社団法人著作権情報センターのHP参照）。

また、職務としての著作について、法人に著作権が帰属する場合の条件についても著作権法では定めています。今後は、具体的な著作権の問題点などについて、個別に触れていくこととします。お悩みの方はご相談ください。



料金

のご案内

一般的な料金の概要

ご相談料 事件受任の場合は頂戴しません。

30分 3000円プラス消費税

1時間 5000円プラス消費税

予約電話番号 **043-225-3041**

業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度

参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	30万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 60万円プラス消費税
200万円の場合	32万円プラス消費税

2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	30万円から50万円プラス消費税
預り金	5万円程度
報酬	30万円から50万円プラス消費税

*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	10万円から20万円プラス消費税
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

事務所

のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

エバー総合法律事務所

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

業務時間

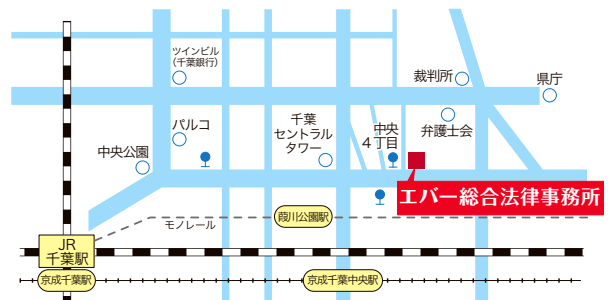
午前9時より午後6時まで

*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



●千葉駅 2 番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車
●駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。